

新旧対照表

浦安市障がい者職場実習奨励金交付規則（平成2年規則第17号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 職場実習 職場における作業手順、知識及び技能を習得させ、作業環境に適応させる訓練であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>ア <u>1日の訓練時間が、休憩時間を除き、おおむね4時間以上8時間以下であること。</u></p> <p>イ <u>1回の訓練日数が5日以上であること。</u></p> <p>（交付対象者）</p> <p><b>第3条</b> 奨励金の交付を受けることができる者は、市内に居住する障がい者を次に掲げる者のあつせんにより職場実習に受け入れた事業主とする。</p> <p>(1) <u>職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条第1項に規定する公共職業安定所</u></p> <p>(2) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター</u></p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する就労選択支援を行う事業所</u></p> <p>(4) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所</u></p> <p>(5) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校</u></p> <p>(6) <u>浦安市障がい者就労支援センターの設置及び管理に関する条例（平成22年条例第3号）第1条に規定する浦安市障がい者就労支援センター</u></p> <p>(7) <u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設</u></p> <p>(8) <u>その他市長が認めた者</u></p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 職場実習 職場における作業手順、知識及び技能を習得させ、作業環境に適応させる訓練をいう。</p> <p>（交付対象者）</p> <p><b>第3条</b> 奨励金の交付を受けることができる者は、市内に居住する障がい者を<u>公共職業安定所のあつせん</u>により職場実習に<u>5日以上</u>受け入れた事業主とする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改正後

改正前

(奨励金の額等)

第4条 省略

2 奨励金は、当該年度に同一の障がい者を受け入れた職場実習の回数が3回を超える事業主には、当該障がい者に係るその超える部分については、交付しない。

第2号様式 (第5条)

浦安市障がい者職場実習の概要

省略				
あつせんした者の名称				
実 習 者 名	氏 名	住 所	生 年 月 日	障がいの 区 分

(奨励金の額)



第4条 同左

第2号様式 (第5条)

浦安市障がい者職場実習の概要

同左					
あつせんした公共職業 安定所の名称					
実 習 者 名	氏 名	住 所	生 年 月 日	学 校 名	障がいの 区 分

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第4号様式(第7条) 浦安市障がい者職場実習奨励金交付請求書 省 略</p> <p>住 所</p> <p>事業所名 申請者</p> <p>代表者名</p> <p>電話番号 ( )</p> <p>省 略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 改正後の浦安市障がい者職場実習奨励金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に開始した職場実習について適用し、同日前に開始した職場実習については、なお従前の例による。</p>	<p>第4号様式(第7条) 浦安市障がい者職場実習奨励金交付請求書 同 左</p> <p>住 所</p> <p>事業所名  申請者</p> <p>代表者名  電話番号 ( )</p> <p>同 左</p>